平成２１年（フ）第３０１号
山口県下関市山の田東町６番１―202号　山の田東県営住宅
債務者　杉原　一哉
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
山口県下関市彦島杉田町２丁目８番12号、前住所山口県下関市豊北町大字角島2661番地
債務者　小林　浩
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
香川県善通寺市生野町2477番地１　いしにわ荘
債務者　瀧岡　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６０２号
愛媛県松山市永代町11番地３　Ｃｉｔｙ21―402号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１号
福岡県筑後市大字熊野375番地２
債務者　北島　豪
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４９３号
福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉718番地６
債務者　谷口　由美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３７号
北九州市戸畑区小芝２丁目８番８―103号
債務者　森田　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４０号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番８―103号
債務者　大野　雅之
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６４号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目６番18号―５号室
債務者　佐藤　浩司（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０８号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目32番25号
債務者　中村三千代
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５９９号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目22番地１市住8034号
債務者　右田　鈴子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目18番35号リバーサイドパレス森山203号
債務者　西橋　克平
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町4255番１号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市新照院町５番８号
債務者　樂山倫太郎
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目９番10号妹尾留吉方、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2515番地
債務者　中隈　辰也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目９番10号妹尾留吉方、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里2515番地
債務者　中隈　時子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
鹿児島県垂水市浜平2039番地２
債務者　尾迫　直美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
沖縄県中頭郡西原町字小波津59番地　Ｋ’Ｓハウス Ｃ号
債務者　喜久山布美子（旧姓仲地）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部